

静岡県産材証明の表示指針

県産材証明制度要綱（以下、「要綱」という。）の第5条第3項に規定する「静岡県産材」の表示については、次のとおりとする。

第1 「静岡県産材」であることの表示は、公共事業等による県産材の利用を推進する観点から行うものとする。

第2 表示する事項は、次による。

1 次の事項については、必ず記載する。

- (1) 「静岡県産材」という表示
- (2) 「静岡県産材証明制度」という表示
- (3) 県産材取扱業者の登録番号
- (4) 使用割合（原木や柱等ムク製品を除く）

※県産材100%の製品であっても、「県産材100%」と表示する

第3 第2に規定する事項の表示は、次による。

- 1 一般的に通用する字体を使用すること。
- 2 他の表示と区別し、近接させること。
- 3 原則として、「単体」又は「梱包」ごとの表示とする。
- 4 使用割合等の表示は、次を標準とする。

県産材の使用割合	使用割合の表示方法	表示例
100 %	県産材 100%	静岡県産材合板(県産材 100%) 静岡県産材証明制度 登録No 5561 号
90%以上～100%未満	県産材 90%	静岡県産材集成材 (県産材 90%) 静岡県産材証明制度 登録No 6789 号
80%以上～ 90%未満	県産材 80%	静岡県産材型枠用合板(県産材 80%) 静岡県産材証明制度 登録No 7738 号
10%以上～ 20%未満	県産材 10%	静岡県産材MDF (県産材 10%) 静岡県産材証明制度 登録No 8253 号